

松田町パートナーシップ宣誓制度 利用ガイドブック



松 田 町

令和3年10月

目 次

1	パートナーシップの宣誓をお考えの方へ	P1
2	宣誓をすることができる方	P2
3	パートナーシップの宣誓の流れ	P3
4	宣誓に必要な書類	P5
5	宣誓後について	P6
6	Q&A	P7

1 パートナーシップの宣誓をお考えの方へ

松田町では、町民一人ひとりの人権を尊重するとともに、多様性を認め合い、誰もがその人らしく暮らすことのできる地域社会の実現を目指しています。

この理念に基づき、令和3年（2021年）10月から、性的マイノリティの方をはじめ、様々な事情により、婚姻制度を利用できずに、悩みや生きづらさを抱えている町民を対象とした「パートナーシップ宣誓制度」を創設しました。

この制度は、夫婦のように同居し、協力して共同生活を行っているお二人が、お互いが人生のパートナーであることを宣誓し、町長がその事実を認め、宣誓書受領証を交付するものです。

法律上の婚姻とは異なり、法的な効力（婚姻や親族関係の形成、相続、税金の控除等）を生じさせるものではありませんが、松田町が2人の関係を尊重し、誰もが自分らしく、いきいきと生活できるよう応援することで、多様性を認め合い、誰もが差別されることのない平等な社会の形成に寄与するものと考えています。

町民や事業者の皆様、性的マイノリティなどの方々に対する理解や制度の認知が広がることで、生活上で利用する様々なサービスにおいて、パートナーシップを家族の1つの形として取り扱うなど、人権に配慮した取組が広がっていくことを期待しています。

≪ 持続可能な開発目標（SDGs）と人権 ≫

持続可能な開発目標（SDGs）とは、持続可能で多様性と包摂性のある社会を実現するため、国連サミットで採択された2016年から2030年までの国際目標です。

松田町は令和3年5月21日にSDGs未来都市に選定されました。

17のゴール・169のターゲットから構成され、地球上の誰一人取り残さないことを誓っています。

パートナーシップ宣誓制度の創設は、SDGsの目標5（ジェンダー平等を実現しよう）及び目標10（人や国の不平等をなくそう）につながる取組です。

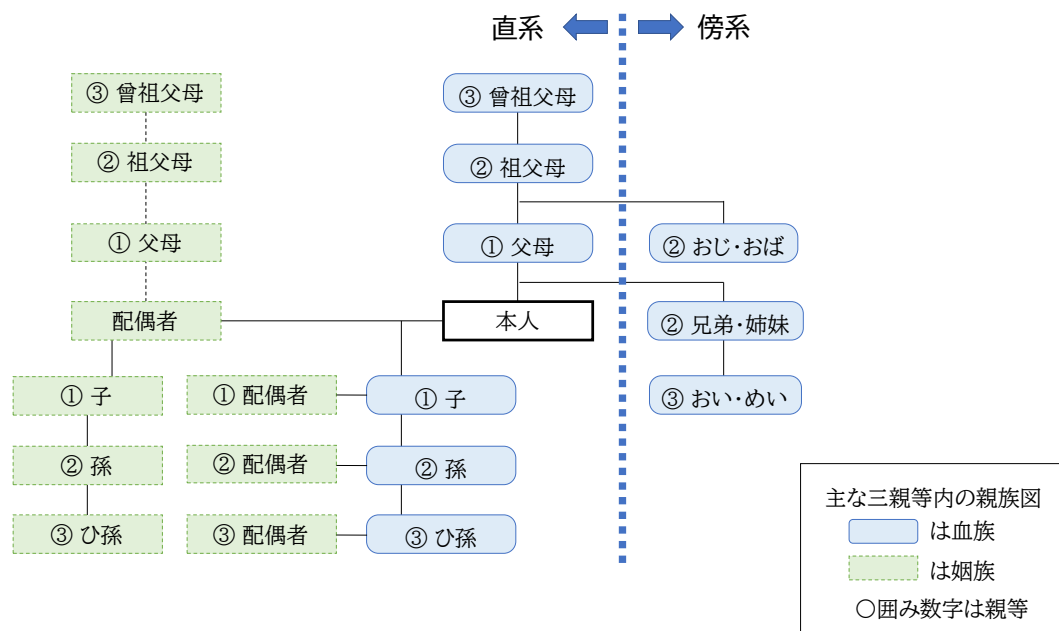


2 宣誓をすることができる方

パートナーシップの宣誓をするには、2人が次の要件をすべて満たしている必要があります。

- ◆ 成年に達していること。
- ◆ 町内の同一住所に居住していること。または1人が町内に住所を有し、かつもう1人が3か月以内に当該住所への転入を予定している、もしくは2人が町内の同一住所への転居（町内での引っ越し）を予定していること。
※ 2人ともが町外に居住している場合は、宣誓をすることができません。
※ ただし、同一住所に居住できない特段の事情がある場合は、福祉課にご相談ください。
- ◆ 現に婚姻していないこと及び宣誓をしようとする方以外の方とパートナーシップにないこと。
- ◆ 宣誓をしようとする方同士が近親者（直系血族または三親等内の傍系血族・直系姻族）でないこと。ただし、パートナーシップにある方同士が養子縁組をしている場合を除きます。

≪ 宣誓できない続柄 ≫



【 パートナーシップとは？ 】

本制度において、パートナーシップとは、互いを人生のパートナーとして、原則として同居し、日常生活において経済的、物理的かつ精神的に相互に協力し合うことを約束した2人の関係のことです。

また、宣誓とは、パートナーシップにある2人が、町長に対し、双方が互いのパートナーであることを誓うことをいいます。

3 パートナーシップの宣誓の流れ

(1) 予約

- ・宣誓希望日の原則5日前（土日・祝日、年末年始を除く）までに、電話・FAX・電子メールのいずれかで福祉課に予約の連絡をしてください。
- ・宣誓日時の調整、宣誓者の氏名・住所・生年月日、必要書類等の確認を行います。
- ・宣誓日時は、平日の9時から16時まで（12時から13時までを除く。）です。
なお、宣誓等には1時間程度かかります。
- ・宣誓場所は、町役場相談室などの個室とし、希望日時によってその都度決定します。

【松田町福祉課】 ・電 話 0465-83-1226

・FAX 0465-44-4685

・メールアドレス fukusi@town.matsuda.kanagawa.jp

予約の際は、次の内容をお伝えください。

- ・宣誓希望日時（第1希望から第3希望まで）
- ・宣誓される2人の氏名、住所、生年月日
- ・代表者の日中の連絡先
- ※ 性別違和などの理由で通称名の使用を希望される場合は、使用希望の旨と通称名もお伝えください。
- ※ 宣誓書受領証等に記載するため、漢字などは正確にお伝えください。


(2) パートナーシップの宣誓

- ・予約した日時に、必要書類をお持ちの上、必ず2人揃ってお越しください。
- ・宣誓書及び必要書類による要件確認と本人確認を行います。
※ 書類の不備がある場合は、宣誓日を延期させていただく場合があります。
- ・町職員の前で「パートナーシップ宣誓書」に自署し、ご提出いただきます。
※ 宣誓書を事前に記入することや代理人・郵送による宣誓はできません。

(3) 受領証等の交付

- ・要件を満たしている場合、「パートナーシップ宣誓書受領証」(A4 サイズ) 及び「パートナーシップ宣誓書受領証カード」(免許証サイズ) を交付します。
- ・原則として即日交付します。翌日以降に交付する場合は、窓口において改めて本人確認をさせていただきます。
- ・性別違和など、特別な理由があると認められる場合は、受領証等において通称名を使用することができます。通称名を社会生活の中で日常的に使用していることが客観的に確認できる書類(社員証や学生証など)を宣誓時に提示してください。
- ・通称名を使用する場合は、受領証等の表面に通称名、裏面に戸籍上の氏名を記載します。
- ・受領証等の交付に係る手数料は無料です。

【参考】パートナーシップ宣誓書受領証 (イメージ)

 <p style="text-align: right;">第 _____ 号 年 _____ 月 _____ 日</p> <h2 style="text-align: center;">パートナーシップ宣誓書受領証</h2> <p>氏 名 _____ 様 _____ 様</p> <p>生年月日 _____ 年 _____ 月 _____ 日 _____ 年 _____ 月 _____ 日</p> <p>宣 誓 日 _____ 年 _____ 月 _____ 日</p> <p>松田町パートナーシップの宣誓の取扱いに関する要綱第6条第1項に 規定に基づき、上記兩名からパートナーシップ宣誓書を受領したことを 証します。</p> <p>松田町では、一人ひとりが互いに人権を尊重し、多様性を認め合いな がら、自分らしく生き生きと暮らせる社会の実現を目指しています。</p> <p>お二人が互いを人生のパートナーとして、相互に協力し合いながら、 自分らしく活躍されることを応援しています。</p> <p style="text-align: right;">松田町長 印</p>	<p>○注意事項</p> <ol style="list-style-type: none"> この受領証は、松田町パートナーシップの宣誓の取扱いに関する要綱の趣旨に従って取り扱ってください。 なお、この受領証は、法的効力を有するものではなく、松田町の各施策・事業において、優先的な取扱いをするものではありません。 次のいずれかに該当する場合は、この受領証及び受領証カード(以下「受領証等」という。)を返還してください。 (1) 双方の意思により、パートナーシップが解消されたとき。 (2) 一方又は双方が町外に転出したとき。 (3) その他宣誓者の要件に該当しなくなったとき。 次のいずれかに該当することが判明した場合は、宣誓を無効とし、受領証等を返還されたものとみなすことがあります。 (1) パートナーシップを有しないと認めるとき。 (2) 宣誓書の内容に虚偽があったと認めるとき。 (3) 宣誓者の要件に該当しないと認めるとき。 (4) 転入予定の者が期日までに転入を証明する書類を提出しないとき。 返還された又は返還されたものとみなした受領証等の交付番号を公表することがあります。 <p>○通称を使用している場合</p> <p>以下に戸籍上の氏名を記載します。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%;">通称名</td> <td style="width: 35%;"></td> <td style="width: 35%;"></td> </tr> <tr> <td>戸籍上の氏名</td> <td></td> <td></td> </tr> </table> <p>○特記事項</p> <p><u>この受領証を提示された方へ</u></p> <p>松田町では、一人ひとりが互いに人権を尊重し、多様性を認め合いながら、自分らしく生き生きと暮らせる社会の実現を目指しています。</p> <p>この受領証は、お二人が互いを人生のパートナーとして、原則として同居し、日常生活において経済的、物理的かつ精神的に相互に協力し合うことを約束した関係であると宣誓されたことを松田町として証明するものです。</p> <p>法的効力を有するものではありませんが、受領証の提示を受けた方は、上記の趣旨を御理解いただきますようお願いいたします。</p> <p style="text-align: right;">(発行：松田町福祉課)</p>	通称名			戸籍上の氏名		
通称名							
戸籍上の氏名							

【参考】パートナーシップ宣誓書受領証カード (イメージ)

<p style="background-color: #e0e0ff; padding: 5px;">パートナーシップ宣誓書受領証カード</p> <p>本人 _____ パートナー _____ 様 _____ 様</p> <p>(_____ 年 _____ 月 _____ 日生) (_____ 年 _____ 月 _____ 日生)</p> <p>松田町パートナーシップの宣誓の取扱いに関する 要綱第6条第1項の規定に基づき、パートナーシップ 宣誓書を受領したことを証します。</p> <p>第 _____ 号 _____ 年 _____ 月 _____ 日</p> <p style="text-align: right;">松田町長 印</p>	<p>このカードは、互いを人生のパートナーとして、原則として同居し、日常生活において相互に協力し合うことを約束した関係であると宣誓されたことを松田町として証明するものです。法的な効力を有するものではありませんが、カードの提示を受けた方は、上記の趣旨をご理解くださいますようお願いいたします。</p> <p style="text-align: right;">(発行：松田町福祉課)</p> <p>戸籍上の氏名(通称名を使用している場合)</p> <p>本人: _____ パートナー: _____</p> <p>特記事項:</p>
---	--

4 宣誓に必要な書類

パートナーシップの宣誓をするには、宣誓書のほか、要件確認及び本人確認のため、次の書類を提出していただきます。なお、必要書類の交付手数料は宣誓者の自己負担になります。

(1) 住民票の写しまたは住民票記載事項証明書

- ・ 3か月以内に発行された住民票の写し等を1人1通ずつ提出してください。
- ・ 本籍、世帯主の氏名・続柄、住民票コード、個人番号（マイナンバー）の記載は不要です。なお、宣誓する2人が同一世帯になっている場合は、2人分の情報が記載されたものを1通で構いません。

※松田町に転入予定の方は、転入後（宣誓日から3か月以内）に住民票の写し等を提出してください。

(2) 婚姻をしていないことを証明する書類（戸籍抄本または独身証明書）

- ・ 3か月以内に発行された戸籍抄本等を1人1通ずつ提出してください。
- ・ 戸籍抄本や独身証明書は、本籍地の市区町村で取得することができます。
- ・ 外国籍の方は、3か月以内に大使館等で発行された「婚姻要件具備証明書」などに、日本語訳を添付して提出してください。

(3) 本人確認ができるもの

- ・ 個人番号カード（マイナンバーカード）、旅券（パスポート）、運転免許証など、官公署が発行した免許証等で本人の顔写真が貼付されたものを提示してください。

※上記の書類を提示できない場合は、健康保険証などにより本人確認を行うため、福祉課にお問い合わせください。

(4) 通称名が確認できるもの

- ・ 性別違和などの理由で通称名の使用を希望する場合は、通称名が記載された社員証、学生証、公共料金の請求書、各種郵便物、診察券、各種会員証など、通称名を日常生活において使用していることが客観的に確認できる書類を提示してください。

【 通称名とは？ 】

本制度における通称名とは、性別違和や性同一性障害により、身体的な性と心の性（性自認）が一致していない方が日常的に使用する、戸籍上とは異なる名前のことです。

5 宣誓後について

再交付・返還の場合も、宣誓時と同様に、事前に電話、FAXまたは電子メールにより手続きの日時を予約してください。

(1) パートナーシップ宣誓書受領証等の再交付（第4号様式）

紛失やき損、氏名変更などのやむを得ない事情がある場合、「パートナーシップ宣誓書受領証等再交付申請書」により再交付を申請することができます。氏名変更された場合は、変更後の氏名が確認できるもの（住民票の写しなど）を併せてご提出ください。

※ 町内での転居は再交付の対象になりません。

※ 宣誓書受領証等の再交付はやむを得ない事情があった場合に限りです。

(2) パートナーシップ宣誓書受領証等の返還（第5号様式）

次の場合は、宣誓が無効になるため、「パートナーシップ宣誓書受領証等返還届」を提出し、受領証等を返還していただきます。なお、返還された（返還されたものとみなした）受領証の交付番号は、町ホームページに公開されます。

- ・当事者の意思により、パートナーシップが解消されたとき。
- ・一方または双方が町外に転出したとき。

※ 一方が転勤、親族の看護・介護その他やむを得ない事情により、一時的に町外に異動される場合は除きます。

- ・その他、宣誓者の要件に該当しなくなったとき。

次の場合、町は受領証等が返還されたものとみなすことがあります。

- ・2人がパートナーシップを有しないと認めるとき
- ・宣誓書の内容に虚偽があったと認めるとき
- ・転入予定の宣誓者が町内への転入を証明する書類を提出しないと認めるとき
- ・その他、宣誓者の要件に該当しないと認めるとき

(3) パートナーシップ宣誓書受領証等の継続使用（第6号様式）

松田町がパートナーシップ宣誓制度に係る相互利用に関する協定を締結している自治体へ転出する場合、松田町に受領証等継続使用届を提出することにより、松田町で交付された受領証等を転出先の自治体で継続して使用することができます。詳細は、町ホームページをご確認ください。

※ 協定締結自治体：南足柄市・大井町

6 Q&A

Q 1 松田町パートナーシップ宣誓制度は、結婚とどう違うのですか？

A 1 結婚は、法律に基づく行為であり、婚姻や親族関係の形成、相続、税金の控除など法的な効力が発生します。一方、松田町のパートナーシップ宣誓制度は、町の内部規定である要綱に基づいており、法的効力を有しません。また、パートナーシップの宣誓をしても町で発行する戸籍や住民票に記載されることはありません。

Q 2 法的な義務や権利が発生しないのに実施する理由はなんですか？

A 2 結婚のような法的なメリットはありませんが、受領証等を交付することにより、性的マイノリティの方などのお二人の気持ちを行政が尊重し、その関係性を公に認めることに意義があるものと考えています。

松田町では、本制度を創設することによって、性的マイノリティなどの方々の生きづらさの軽減、性的指向や性自認に対する差別解消を図り、多様性を認め合い、誰もがその人らしく生活できる地域社会の実現を目指しています。

また、全国的に携帯電話の家族割の適用や、生命保険の受取人の指定、医療機関での家族としての面会・説明など、一部の民間サービスでパートナーシップを尊重する取組が広がっています。本制度の導入によって、社会的理解がより一層進み、様々な場面でパートナーシップを家族の1つの形として取り扱うことが波及していくことを期待しています。

Q 3 パートナーと法的な関係を築く方法はありますか？

A 3 結婚に類似した法的関係性を築く手続きとして、公正証書により、任意後見契約や合意契約などを結ぶ方法があります。手続きには費用が発生します。詳しくは公証役場にお問い合わせください。

Q 4 松田町民でないと宣誓できませんか？

A 4 町独自の要綱に基づく制度であるため、町民を対象としています。具体的には、原則として、次のいずれかに該当する場合に宣誓をすることができます。

- ① 2人が松田町で同居している
- ② 1人が松田町に居住していて、宣誓後3か月以内にその場で同居する予定がある。
- ③ 1人が松田町に居住していて、宣誓後3か月以内に町内で転居し、新たな住所で同居する予定がある。

※なお、2人ともが町外に居住している場合は、宣誓をすることができません。

Q5 同性カップルでないと宣誓できませんか？

A5 同性カップルに限らず、トランスジェンダー（身体的な性と心の性が異なる人やそのことに違和感を覚えている人）や事実婚関係の方々など、異性間のカップルであっても宣誓していただくことができます。

Q6 同居していないと宣誓できませんか？

A6 パートナーシップを夫婦と同等の関係と捉え、「互いを人生のパートナーとして、原則として同居し、共同生活において経済的、物理的かつ精神的に相互に協力し合うことを約した対等な2人の関係」と定義としており、2人の関係性を実態として確認できるよう、同居しているか、同居の約束をしていることを申請の要件としています。ただし、単身赴任や施設入所などのやむを得ない事情により同居できない場合は、福祉課にご相談ください。

なお、法律上の結婚についても、民法第752条により「夫婦は同居し、互いに協力し扶助しなければならない。」とされています。

Q7 養子縁組をしていると宣誓できませんか？

A7 パートナーシップにある性的マイノリティ等の方同士が養子縁組をしている場合は、宣誓をすることができます。

Q8 通称名は使用できますか？

A8 性別違和等で特に理由がある場合には、通称名を使用することができます。通称名の使用を希望する場合は、日常生活において使用していることが確認できる書類（通称名が記載された社員証、学生証、公共料金の請求書、各種郵便物、診察券、各種会員証など）を宣誓時に提示してください。なお、写しを取得させていただきますので、ご了承ください。通称名を使用する場合には、交付する受領証等の表面に通称名を、裏面に戸籍上の氏名を記載します。

Q9 宣誓に費用はかかりますか？

A9 宣誓書の提出や受領証等の交付は無料です。ただし、宣誓時にご提出いただく住民票の写し等の必要書類の交付手数料は自己負担となります。

Q10 受領証等は即日交付されますか？

A10 書類等に不備がなく、要件を満たしていると認められる場合は、原則、即日交付します。なお、内容確認等のために1時間程度の時間を要しますのでご了承ください。

Q11 受領証等に有効期限はありますか？

A11 ありません。返還の事由に該当するまで有効になります。

Q12 他の人が代理で宣誓をすることや、郵送で宣誓書を提出することはできますか？

A12 本人確認と2人の意思を確認の上、町職員の前で「パートナーシップ宣誓書」等にご記入いただく必要がありますので、代理人や郵送による方法で宣誓をすることはできません。なお、事情により必要書類への記入が難しい場合は、宣誓時に代筆者に記入していただくことができます。

Q13 制度利用に際し、プライバシーは守られますか？

A13 宣誓時はプライバシー保護のため、原則として個室で対応します。また、提出された書類や記載されている内容の個人情報の取扱いには十分配慮します。パートナーシップの宣誓を行ったことによって、宣誓者の秘密が明らかにされることはありません。

Q14 町外に転出する場合には、どうすればよいですか？

A14 町外に転出されると宣誓の要件を満たさないこととなりますので、返還届をご提出いただき、交付された受領証等を返還してください。

なお、協定を締結している自治体へ転出する場合は、継続使用届を提出することで、現在お持ちの受領証等を転出先でも継続して使用することができます。詳細は、町ホームページをご確認ください。

Q15 どうして返還された・みなした受領証等の交付番号を公開するのですか？

A15 制度利用者から受領証等の提示を受けた方が、その有効性を確認できるようにするため、また自主的に返還しなかった方による不適切な利用を防止するために、町ホームページ上に受領証等の交付件数及び返還された・みなした受領証等の交付番号を公表します。

本制度では宣誓した時点で受領証等を交付することから、特に宣誓から時間が経過した場合には、現状の有効性に疑義が生じる可能性があるため、交付番号の公表は、制度利用者の利便性の向上につながるものと考えています。

Q16 宣誓者が利用できる行政サービスはありますか？

A16 宣誓書受領証等の提示により、次の行政サービスを利用することができます。

項 目		担当課
町営住宅の入居申込み	宣誓書受領証等の提示により、パートナーシップ関係にある2人を事実上婚姻関係と同様の事情にある者とし、町営住宅の入居に係る同居親族要件を満たすものとする。	総務課
要介護認定の申請	宣誓書受領証等の提示により、家族による代理手続きと同様に申請を認める。	福祉課
税証明書等の発行	宣誓書受領証等の提示により、同居親族と同様に委任状の提示なく申請を可能とする。 なお、同居でない場合は他の親族同様に委任状が必要となる。	税務課

また、宣誓書受領証等の有無にかかわらず、次の行政サービスを利用することができます。

項 目		担当課
国民健康保険証等の表記の変更	「性同一性障害」を有する方は、性別を表面に記載することを望まない場合は、申し出により表記の変更ができる。	町民課
後期高齢者医療保険証等の表記変更		
住民票の発行	世帯が同一であれば、委任状を用意せずに、住民票の発行ができる。	町民課
印鑑証明書の発行	必要とする印鑑証明書の印鑑登録証(カード)を提示すれば、当該印鑑証明書の発行ができる。	町民課

◀ お問い合わせ ・ ご相談 ▶

松田町福祉課

電話:0465-83-1226

FAX:0465-44-4685

メール:fukusi@town.matsuda.kanagawa.jp